

5・6 相続税・贈与税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

(1) 相続税

この統計表は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合は除く。）について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正・決定等）による課税事績について調査している。

(2) 贈与税

この統計表は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（相続時精算課税の特別控除又は贈与税の配偶者控除あるいは住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を適用したことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成16年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正・決定等）による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成15年分）

(1) 相続税

加算贈与財産価額とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額で相続税の課税価格に加算されたものをいう。

2割加算額とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合に、相続税額に加算されることとなるその者の相続税額の20%に相当する金額をいう。

税額控除とは、相続税額から控除される金額で次のイ～ヘがある。

イ 贈与税額控除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が、相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、配偶者の法定相続分相当額（その金額が16,000万円に満たない場合には16,000万円）に対応する相続税額から贈与税額控除額を差し引いた後の金額を限度として、配偶者の相続税額から控除される。

ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割合で計算した金額が、相続税額から控除される。

ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者かつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割合で計算した金額が、相続税額から控除される。

ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。

ヘ 外国税額控除 外国にある財産を相続や遺贈によって取得したため、その財産について外国で相続税に相当する税金が課税された場合に、その税額の一定の金額が相続税額から控除される。

納稅猶予額とは、相続人が農地等を相続し継続して農業を営む場合に、相続税額から農業投資価格に基づき計算された額を差し引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から20年を経過する日のいずれか早い日まで納稅が猶予される額をいう。

遺産に係る基礎控除額とは、5,000万円と1,000万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額をいう。

(2) 贈与税

相続時精算課税とは、特定の贈与者からの贈与について、その特定贈与者ごとの贈与財産の価額から2,500万円までの特別控除額を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて贈与税額を算出し、特定の贈与者の相続開始時において、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合計した金額を相続税の課税価額として計算される相続税額からその贈与税相当額を控除する方式をいう。

配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上の配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合に、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるとき、2,000万円と居住用不動産の価額又は当該金銭とのいずれか少ない金額を、贈与による取得財産価額から控除することをいう。

納稅猶予額とは、贈与者の推定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額について、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納稅が猶予される額をいう。